

平成 20 年 12 月 10 日

放送法施行規則の一部を改正する省令案等の電波監理審議会への諮問

総務省は、平成 23 年以降に開始される予定の新たな BS デジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する制度整備（案）のうち、放送法施行規則、無線設備規則、電気通信役務利用放送法施行規則、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式、放送局に係る表現の自由享有基準及び放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の各一部を改正する省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について、本日、電波監理審議会（会長：羽鳥 光俊 中央大学理工学部教授）に諮問しました。

1 改正の背景及び諮問の内容

別紙のとおりです。

2 今後の予定

現時点では、下表のスケジュールに沿って手続を進めることを予定しています。

平成 21 年 3 月頃	委託放送業務認定申請受付開始
平成 21 年 6 月頃又は 7 月頃	委託放送業務の認定
平成 23 年 7 月以降	新たな BS デジタル放送の放送開始

（参考）

- 平成 23 年以降の新たな BS デジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する制度整備案に対する意見募集（平成 20 年 11 月 28 日）

URL : http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/081128_9.html

【技術基準以外の事項】

連絡先：情報流通行政局衛星放送課
 担当：井田課長補佐、田中係長
 住所：〒100—8926
 東京都千代田区霞が関 2—1—2
 電話：03—5253—5799
 FAX：03—5253—5800

【技術基準に関する事項】

連絡先：情報流通行政局放送技術課
 担当：森下課長補佐、羽多野係長
 住所：〒100—8926
 東京都千代田区霞が関 2—1—2
 電話：03—5253—5785
 FAX：03—5253—5788

1 改正の背景

- (1) 平成12年から放送が開始されたBSデジタル放送については、現在、5周波数を使用してテレビジョン放送12番組が放送されているところであるが、近年急速に普及が進みつつあり、平成20年10月末時点では、対応受信機の累計出荷台数が約4300万台に達しているところである。
- (2) このBSデジタル放送については、平成23年からは、BSアナログ放送の終了後の当該BSアナログ放送用周波数及び国際調整手続を経て平成12年に我が国に追加的に割り当てられたBS放送用周波数を活用することにより、新たに7周波数を使用することが平成19年7月の電波監理審議会答申等を受けて決定されている。
- (3) その後、この新たな7周波数のうち1周波数を使用して、地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策を行うことが、平成20年9月の電波監理審議会答申を受けて決定されている。
- (4) 本件諮問は、残る6周波数に係る委託放送業務の認定の在り方等に関し、必要な制度整備※を行おうとするものである。

※ 本件に係る行政手続法上の意見公募手続の対象となる制度整備の全体は、電波監理審議会への諮問事項（意見聴取事項）及び非諮問事項（非意見聴取事項）の2つに大別される所であり、本件諮問（下記「2 諮問の内容」）はこのうち前者に対応するものであるが、後者の概要（比較審査基準等）についても、参考として下記「3 参考」に掲載している。

- (5) なお、総務省としては、本件に関し、有限希少な周波数資源を最大限に有効に活用し、視聴者利益の増進を図る観点から、国民各層の意見を前広に幅広く聴取すること等を目的として、本件諮問に先立ち、自主的に以下の取組を行っており、本件諮問の内容も、これらの検討過程を踏まえたものとなっている。
 - ① 平成20年2月に、本件委託放送業務認定に関する「今後のスケジュール」を公表。
 - ② 平成20年5月から6月にかけて、本件委託放送業務認定に関する「基本的方針」案の意見募集を実施し、その結果を踏まえて7月に「基本的方針」を確定し、公表。
 - ③ 平成20年8月から9月にかけて、本件新たなBSデジタル放送に関する「参入希望調査」を実施し、その結果（回答の集計結果）を10月に公表。（53者から合計約36周波数相当の参入希望が寄せられた）。

2 諮問の内容

本件諮問事項は、大きく、(1)放送普及基本計画の変更、(2)マスメディア集中排除原則の改正、(3)新たな放送方式に係る技術基準の整備、の3点及びその他の規定の整備を内容とする。このうち、(1)から(3)までについて、以下、順に述べる。

(1) 放送普及基本計画の変更

- ① 「特別衛星放送」制度関係

ア これまで、放送衛星業務用の周波数を使用するBS放送は、地上放送に準ずる規模の視聴者によって視聴される準基幹的なメディアとして、総合編成の高精細度テレビジョン放送による放送番組等を中心として普及が進展してきたところであり、他方、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するCS放送は、比較的限られた特定分野の視聴者向けの専門編成・標準画質の多チャンネル放送サービス等を中心として普及が進展してきたところである。

イ しかしながら、近年のBS・東経110度CS共用アンテナや、いわゆる三波共用受信機の急速な普及に伴い、少なくとも受信環境の面においては、視聴者にとって、BS放送と東経110度CS放送との間には大きな差異がなくなりつつあるところである。

ウ このような状況を踏まえ、BS放送及び東経110度CS放送を制度上「特別衛星放送」として統合し、その普及政策を一体化するとともに、それ以外の衛星放送を「一般衛星放送」として位置付け、規定の簡素化を行うこととする。【放送普及基本計画「第1」「1」「(2)」「ア」、「第2」「1」「(3)」「カ」 等】

エ このうち特別衛星放送の普及政策の一体化については、具体的に、以下の措置を講ずる。

A 放送番組の多様化関係

これまでは、BS放送全体として、又は東経110度CS放送全体として、それぞれ、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮することとされてきたところであるが、今後は、特別衛星放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮することとする。【放送普及基本計画「第1」「1」「(2)」「ア」「(7)」「C」第一段落後段】

B 高画質化関係

a これまで、BSデジタル放送については、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すこととされており、他方、東経110度CSデジタル放送については、既存の放送の画質の水準を維持するとともに、デジタル技術を活用した高画質化を推進することとされてきたところである。

b しかしながら、近年、高精細度テレビジョン放送対応受像機の一般家庭への普及が急速に進展している状況にあり、それに伴い既存の放送番組の画質向上に対する視聴者ニーズが高まりつつあること等を踏まえ、今後は、特別衛星放送全体として、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すこととする。【放送普及基本計画「第1」「1」「(2)」「ア」「(7)」「C」第一段落前段、「第2」「3」「(1)」「ウ」「特定標準テレビジョン放送以外の放送】

② 放送大学学園関係

全国の視聴者が、地域間格差なく、教育効果の高い機能を活用した質の高い教育サービスを楽しむことが可能となるよう、特別衛星放送において、放送大学学園が委託放送業務を行うことができるようにすることとする。【放送普及基本計画「第1」「1」「(2)」「ア」「(7)」「B」 等】

③ 超短波放送及びデータ放送関係

ア 超短波放送及びデータ放送については、移動受信に適した地上放送や双方向通信に適したインターネットなど他のメディアによって、多様化・高度化する視聴者ニーズを満たすことが相当程度可能となっていると認められるところである。

イ したがって、衛星放送のメディアとしての特性の1つである「大容量性、高品質性」（広帯域の伝送路を設定し、数多くの高画質番組を同時に提供することが可能であり、かつ、視聴者の数がどれほど増えても、それによって品質の劣化が生じないこと）を最大限に活かす観点から、特別衛星放送においては、テレビジョン放送に対し周波数を優先的に割り当てることとし、超短波放送及びデータ放送については、原則として、あらかじめ放送番組の数の目標を定めることとはせず、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、個別に必要な放送が実施できるよう措置するものとする。【放送普及基本計画「第2」「1」「(3)」「イ」及び「オ」等】

(2) マスメディア集中排除原則の改正

① 特別衛星放送関係

ア 原則

これまで、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保する観点から、一の者が支配することができる中継器数を、BSデジタル放送については原則として2分の1中継器以内としてきたところであるが、平成12年に4周波数を使用してBSデジタル放送が開始された時点とは異なり、平成23年以降においては、特別衛星放送全体として24周波数を使用するものとなることを踏まえ、今後は、特別衛星放送全体について、一の者が支配することができる中継器数を原則として4中継器以内とすることとする。【放送法施行規則第17条の8第1項第2号等】

イ 申請者が地上放送事業者又はその支配関係者である場合

A 申請者が地上放送事業者又はその支配関係者である場合については、これまで、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送のいずれにおいても、認定放送持株会社制度を活用する場合を除き、原則として参入が認められておらず、事業の円滑な立ち上がりの支援等の観点から、BSデジタル放送については議決権の2分の1を超えない範囲での議決権の保有が、東経110度CSデジタル放送については2中継器以内の支配が、それぞれ規制緩和により特例的に認められているところである。

B 今回の新たなBSデジタル放送については、対応アンテナや対応受信機が急速に普及しつつある中で開始されるものであり、事業の円滑な立ち上がり期待されることであること、及び平成23年の完全デジタル化を目前に控え、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送の普及が急速に拡大しつつある現時点において、これらの特例の評価を総括し、今後の在り方について結論を得るのは時期尚早であると考えられることから、当分の間は、基本的にこれらの従前の制度をそのまま維持することとする。【放送法施行規則第17条の8第1項第1号等】

(ただし、認定放送持株会社制度を活用する場合については、トランスポンダ数の上限(0.5トランスポンダ)の範囲内において、特別衛星放送に係る委託放送業務認定

を複数の子会社が受けることができるようにする。)

② 一般衛星放送関係

一般衛星放送については、平成19年に、同じ周波数帯で現行の2倍以上の番組が伝送可能となる、新たな動画圧縮技術や伝送路符号化技術を盛り込んだ「高度狭帯域伝送方式」が制度化されたところ、平成20年10月に、当該方式による放送サービス（本放送）が開始され、今後、当該方式の利用が順調に拡大していき、これに伴い、周波数の希少性も相対的に緩和されていくことが見込まれることとなったこと等を受け、一の者が支配することができる中継器数についても、2倍程度（原則として現行12中継器以内→改正後24中継器以内）の緩和を行うこととする。【放送法施行規則第17条の8第2項、電気通信役務利用放送法施行規則第7条第1項 等】

(3) 新たな放送方式に係る技術基準の整備

現行の放送方式に加え、

●周波数帯幅を最大限活用する技術の採用等による伝送容量の拡大
(約52Mbps→約70Mbps)

●映像の高圧縮が可能になるH.264を採用

●IP伝送も利用可能とすることで通信との親和性を確保

などの特長を持つ放送方式について、情報通信審議会より平成20年7月に一部答申されたことから、同方式に係る技術基準を整備し、委託放送業務の認定の申請者が、現行の放送方式と新たな放送方式のいずれかを選択して申請することができるようにする。【標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節 等】

3 参考 (非諮問事項・非意見聴取事項)

2の諮問内容と併せて措置する制度整備(案)の概要は以下のとおりである。

(1) 比較審査基準の策定【放送法関係審査基準別紙2】

特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、委託放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、おおむね次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

- ① 事業計画の確実性
- ② 表現の自由の享有
- ③ 放送番組の多様性
- ④ 広告放送の割合
- ⑤ 個人情報保護
- ⑥ 青少年の保護
- ⑦ 視聴覚障害者への配慮
- ⑧ 放送番組の高画質性

(2) その他所要の規定の整備